

令和 8 年度年度中に策定・変更予定の県の計画等

| 計画等の名称 | 計画期間 | 区分 | 法律上の位置づけ | | | | その他 | 備考（根拠法令、上位計画等） | 所管部局名 所管課名 |
|-----------|------|----------------|----------|----|----------|----|-----|---|-----------------|
| | | 策定 変更 廃止 | 法定 受託 | 義務 | 努力 義務 | 任意 | | | |
| 滋賀県国民保護計画 | — | 変更 | | ○ | | | | 根拠法令：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（第34条） | 知事公室 防災危機管理局 |
| 滋賀県地域防災計画 | — | 変更 | | ○ | | | | 根拠法令：災害対策基本法（第40条） | 知事公室 防災危機管理局 |

令和8年度中に策定、変更予定の県の計画等について

1 滋賀県国民保護計画の変更

(1) 概要

県は、国が定める国民の保護に関する基本指針（以下「国の基本指針」という。）に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないこととされている。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条（都道府県の国民の保護に関する計画））

(2) 変更について

令和8年3月31日に変更された国の基本指針において、「救援の充実」、「シェルター確保のさらなる推進」等が新たに追加されたことに伴い、滋賀県国民保護計画について所要の手続きを経て変更を行う予定。

(3) 今後の流れ

国の基本指針の変更（R8.3.31）→ 県国民保護計画変更（案）作成 → 関係機関等意見照会 → 県国民保護計画部会 → 県議会常任委員会報告 → 県国民保護協議会 → 内閣総理大臣協議 → 県国民保護計画変更 → 県議会議長報告（全議員配布）、市町長及び指定地方公共機関へ通知

2 滋賀県地域防災計画の修正

(1) 概要

滋賀県防災会議は、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

（災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画））

滋賀県地域防災計画は、危機事案ごとに「風水害等対策編」、「震災対策編」、「事故災害対策編」、「原子力災害対策編」の4編で構成されている。

(2) 修正について

毎年度検討を加え、必要な修正を行っている。本年度における国の防災基本計画の修正や災害教訓等を踏まえた修正を、滋賀県防災会議にて行う予定。

(3) 今後の流れ

国の防災基本計画の修正（例年7月頃）→ 地域防災計画修正（案）作成 → 関係機関等意見照会 → 県議会常任委員会報告 → 県防災会議で計画を修正 → 公表

国民の保護に関する基本指針の一部変更 (令和8年3月31日閣議決定)

変更の趣旨

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)は、政府に対し、国民の保護に関する基本指針の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、閣議決定及び国会報告を義務付けている。
- 今般、近年の国民保護施策の進展を踏まえた、基本指針の一部変更を行った。

変更の概要

- 救援の充実 … 国民保護法施行令改正(R7.8)により救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更
保健医療福祉活動の調整を遅滞なく行うための体制の整備
その他救援に係る記述の整理
- 国民保護訓練等の成果反映 … 災害時応援協定等を参考に事業者との連携を図る旨の追記
指定公共機関等向け研修会の充実等について追記
離島からの避難に係る検討・取組状況の反映 等
- シェルター確保の更なる推進 … 国として、避難施設の確保に係る基本的な方針を定める旨を明記
- その他 … 指定公共機関の追加、組織名の変更、用語の適正化等

国民保護措置の実施機関は、基本指針等に基づき、国民保護計画又は国民保護業務計画を作成することとされている。

今般の基本指針の変更を踏まえ、都道府県、市町村におかれては、「国民保護計画」指定公共機関、指定地方公共機関におかれては、「国民保護業務計画」に適切に反映をお願いしたい。